

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付 **2017年6月7日 No.10**

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

新署名にご協力をお願いします

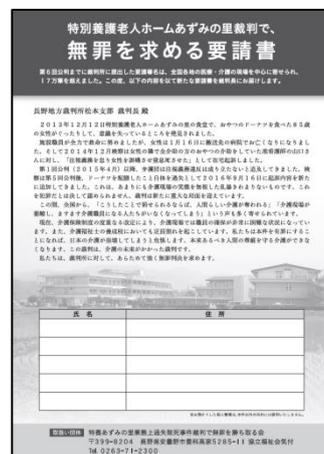
目標は今年度内に20万筆 これまで署名に協力頂いたみなさんにも記入をお願いします

検察は2016年第5回公判後に、ドーナツを配膳したこと自体を過失として新たに起訴内容を追加してきました。これは、あまりにも介護現場の実態を無視した乱暴きわまりないものです。

裁判は、新たに重大な局面を迎えています。これまで以上に大きく世論を作っていくことが必要になります。起訴内容の変更に対応した新しい署名に取り組みますので、あらためて全国に支援をお願いいたします。

第7回公判(5/31)に90人の傍聴支援

長野地方裁判所松本支部にて第7回公判が行われ、県内外から約90人の支援者が集まりました。今回は弁護団による冒頭陳述がありました。公判後、弁護団より支援者へ報告集会を行いました。



【弁護人冒頭陳述（新訴因に関し）の要旨】

- ① 介護施設は、病院と異なり生活の場であり、准看護師によるおやつ介助の手伝い（おやつ配膳）は、危険行為ではない。具体的・現実的危険は、検察が立証しなければならない。本件山口さんの行為には、具体的・現実的危険はなく、過失は認められない。
- ② 特養あずみの里での間食の形態は、普通系とゼリー系の2種類であった。当時は、3食の副食がきざみ食かきざみトロミ食かで区分けしていた。食事形態の変更は、介護職員から管理栄養士に出される食事指示箋によってなされていた。
- ③ Kさんは、きざみ食であり、おやつは普通食であった。2回嘔吐があったので、平成25年12月4日、介護職員らが、主食の量を半分にすること、おやつは消化のよいゼリー系に変更することを相談した。窒息予防のためではなかった。12月5日、食事指示箋が介護職員から管理栄養士に出され、6日からゼリー系に変更された。Kさんには、窒息のおそれや嚥下機能の障害はなかった。
- ④ 山口さんは、准看護師であり、基本的業務は看護業務である。12月5日から12日まで介護業務の日はなかった。介護職員の詰所にある「申し送り・利用者チェック票」や「Kさんの看介護記録」を確認する状況にはなかった。介護職員からの引継の際も、また12月12日当日も、介護職員からKさんのおやつが6日からゼリー系に変更されたことの伝達はなかった。
- ⑤ Kさんは、12月12日おやつ時に、ドーナツをのど（口腔、咽頭、喉頭、気管）に詰まらせておらず、窒息していない。心肺停止という異変は、脳疾患か心疾患によるものと見るのが合理的である。

【今後の公判の予定】次回から証人尋問が始まります。多くのご支援をお願いいたします。

- 第8回公判 7月4日(火) 9:00 集合 10:00 公判開始
- 第9回公判 8月21日(月) 12:10 集合 13:10 公判開始
- 第10回公判 9月11日(月) 9:00 集合 10:00 公判開始
- 第11回公判 10月23日(月) 9:00 集合 10:00 公判開始

4/23(日)支援者集會に230人

木嶋弁護団長の報告

☆訴因変更によって、裁判闘争は、新しい局面に入った

- 1 今回の異例の訴因変更は、弁護団が、事実を明らかにして、旧公訴事実(注視義務違反)は成り立たないと、検察を追い詰めてきた結果。
- 2 新公訴事実(おやつ形態確認義務違反)は、介護施設での食事提供のあり様、職員間の連携など業務のあり様そのものに対して、警察・検察が不当に介入して「注意義務違反」をむりやり作り出そうとするもの。
- 3 検察の態度は、介護施設で死亡事案があれば、「業務上過失致死」で起訴し、起訴した以上何が何でも有罪にするという異常な執念のあらわれ。

本件裁判は、一層、我が国の介護の未来がかかったものになってきている。



山口さんより支援の皆さんへあいさつ

本日はお忙しい中、支援集會に足を運んでいただきありがとうございます。裁判が始まって、2年が過ぎました。どうしようもなく不安になったり、切なくなったりする日々ですが、周りの皆さんの励ましや、暖かい笑顔に背中を押され、支えられて今があります。検察の作り上げた事実とは違う起訴に負けることなく前を向いてこれからもたたかっていきます。今後も多くの皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。



支援者からの激励

三浦宜子さん(日本医労連 書記長)

私は本当に怒りで体が震えます。こんなに介護の現場に困難をもたらしてきたのは、相次ぐ介護報酬の切り下げや、そして介護保険の改悪をしてきた政府ではありませんか。先日、医療や介護で働く人の働き方に関わって厚労省の検討会が報告書を出しました。

その中で、専門職はもう増やさないとという姿勢が明確に表れているのです。「専門職がいろんなことを掛け持ち、生産性を高めれば、人は増やさなくても成り立つ」、「本人や家族や地域でできることまで専門職がやっているから人が足りない。」こんなことまで書いているのです。こんなことで安全が守られるのでしょうか。こういう政策を打ち出しておいて、何か起こったら現場にすべて責任を押し付ける、こんなことは絶対に許してはならないと思います。日本医労連は一層全国の組織を挙げて無罪を勝ち取り、一人一人に寄り添った介護ができる体制を実現させるために一緒に奮闘いたします。

青木順子さん(全日本民医連看護理事・新潟勤医協/看護師)

今回の訴因の追加、生活の場である介護の施設の中で一看護職にあくまでも責任をおしつけるようなことは絶対に許してはならないと思っています。社会保障の切り捨ての中で、患者さんや利用者さんの自己負担は増え、利用するにも制限が加えられます。働く私たち現場の介護職も看護職も実質的には配置基準が切り下げられる中で、本当に一人一人のその人らしい生きる力を支えようとする介護職、看護職の良心だったり、専門職としての責任とかプライドでなんとか現場が支えられていると言っても過言ではないと思います。あずみの里の皆さんも、亡くなられたKさんのご冥福をお祈りしながら、その当時のことをいろいろ振り返りをしています。ただ、そのことと、裁判で問われていることは全く次元の違うことだと思っています。あらゆる手立てで全日本民医連もこの運動を広げてたたかっていきます。みんなで力を合わせて、ともにこれから頑張っていきましょう。



瑞慶覧淳さん(国民救援会 副会長)

わたしたち国民救援会は、山口さんは刑事責任に問われることは何ひとつやっていない、ということで確信を持って全国で支援していこうと決定いたしました。この裁判、本当に異常な事態だと思います。警察・検察が主張するように窒息というならば、どこにドーナツが詰まっていたのか。それを証明できなければ、検察は控訴を取り消して、裁判を自ら打ち切れればいいことです。あるいは裁判所も検察の立証が十分できないということであれば、これは無罪として検察の控訴を棄却して裁判を打ち切るべきだと、刑事裁判の原則は本来そうだと私は思います。検察が証拠までねつ造した厚労省の村木厚子さんの事件で国民的な批判があって、最高検察庁は国民に対し「検察の理念」というものを発表しました。その中には検察はやみくもに有罪を確定するのを目的とするのではなく、引き返す勇気を持つとうというものがあります。「検察の理念」にもとづけば山口さんを起訴したことは間違いだった、ということで裁判を終わるべきだと思っています。これだけ異常な事態で進んでいるこの裁判、どうしても私たちは冤罪をなくすためにも、山口さんの無実を勝ち取るために皆さんとともに頑張っていきたいと思っています。